

第十一節 土蔵御改の事

天保の凶作 近代社会では、農民は水稻生産に依存する経済であり、藩はその納穀によつて財政を行う仕組であるから、水稻生産の安定が常に望まれるが、奥北の地方には凶作の襲来が多く飢饉の年も屢々であった。森嘉兵衛氏の「岩手の歴史」によると、天保年間の減収の状況が次のように書かれている。

平年作を貳拾四万八千石として

天保三年	拾五万五千石	六二、五%減	天保七年	貳拾叁万弐千石	九三、五%減
"四年	貳拾弐万三千石	八九、九%減	"八年	拾弐万四千石	五〇%減
"五年	平年作		"九年	貳拾參万八千石	九六%減
"六年	貳拾万石	八〇、六%減			

大飢饉の連続であり、困窮の程が察せられる。このような時勢の中で、天保四年と同七年の二度、土蔵改めが行われた。この記録を古川（孫）文書（多田（典）家所蔵）によつて見るとしよう。

書留の中から (一) 天保四年の書留

八月初より土蔵御改これあるべく候と皆下々にて雑説噂有りけるに、何れの村方土蔵これあり候家々にては覺悟仕り候得共家別と申すにあきれ果騒動す。九月朔日に御代官所より御沙汰御座候。土蔵並家別御改めの為御用御勘定方奥津文左エ門、御徒目付斗ヶ沢忠左エ門、御同心一人、明

二日御支配所へ引移候。依て家別に御改めなさるべき旨御沙汰に御座候。但矢沢村舟場御越、同村より御改めなされ候。御代官は当番中原仲右エ門様は御官所に御扣居、御下役御当番柄内喜左エ門様御一人御立合、定番佐七、多助右両名附添、佐七筆取にて矢沢、高松辺杯にては二手に手分け仕り候由。随分矢沢、高松両村の内は家別に御改めなされ候得共、安俵、十二ヶ村へ御出なされ候ては、肝入前にて土蔵斗白帳合なされ候。尤矢沢村より賄路相始り、賄路の義も盛岡御同心に相仕懸られよんどころなく差出候由、但又土蔵御改の義振合見聞致度きものにて、八幡通、万丁目通、鬼柳通迄手配致聞配仕候得共、安俵通初手に御出遊ばされ候。尤右御人数安俵通、八幡通、万丁目通右三通三御代官所仰付られ候。鬼柳通へは別段一頭仰付けられ御出成され候。何分にもケ様の時節にも御座候へば、他支配成共少々の物入ても御村方にて御聞配成され候義は銘々御為と申しながら御村方御為に罷り成候者に御座候間、右の段専要の事に存入候。当村へは九月十日七ツ時更木より御出、御吸物御盃一通差上申候。当村白帳合にて直々高木村へ御引移り成され候。高木村より万丁目通へ御引移にて川口町御泊りに御座候。

当村白帳合の事

一、米式駄 右は先達て御払米村方へ仰付られ候 手廻十五人 藤左エ門
一、麦式駄 稗三駄

一、米四駄 右は先達て御村方へ御払米仰付られ候 手廻十二人 孫左エ門

一、粟式駄片馬、麦壳駄

一、米式駄 右は先達て御村方へ御払米仰付られ候 手廻九人 孫右エ門
一、麦壳駄、稗式駄、糲片馬

一、麦壱駄、稗式駄、粟片馬 手廻九人 藤 太
一、粟壱駄、麦壱駄片馬 手廻九人 甚之亟
一、稗式駄、粟壱駄 手廻九人 德右工門
一、麦壱駄、粟式駄 手廻七人 万左工門
一、粟壱駄片馬、麦壱駄 手廻八人 重之助
一、麦壱駄片馬、粟式駄 手廻九人 庄 吉
右の通肝入、老名衆中相談御立合にて白帳合御改申上候。残り人数の義も、万一御取上も御座候はば
残人数へ白帳合の内概割合致候相談にて右の九人斗申上候。

賄賂の覺

一、壱歩半 奥津文左工門様 一、壱歩半 御下役 栃内喜左工門様
一、壱歩半 斗ヶ沢忠左工門様 一、半切 盛岡御同心
一、壱 歩 同所御供二人 一、壱 步 定番、佐七、多助
メ七切 当村惣高割合

但大小の村々に依つて、安俵村、更木村にて八十切差出申候。是より段々以下賄賂これあり候。

一、其後十一日に至り当年柄飯料行詰り迷惑仕候間、土蔵御改雜穀願下げ申度き義に付、御支配所一統
願書を以奉願上奉り候所、願の通仰付成し下し置かれ候。是は十一月十四日。乍然糲の義は一村にて
五駄以下は下し置かれ候。五駄以上は下し置かれず候。是は古種糲の御心懸の思召入にて候。右の諸
礼入用金は（以下欠文）

(二) 天保七年の書留

一、高橋軍右エ門様、種子半助様土蔵改の為御配所へ、八月十六日晚五ツ時川口町迄御出成され候。然
る所八月十七日雨天洪水にて御滞留、十八日七ツ時に矢沢村より相はじまり申候。後編にも印候通騒
立候故か矢沢村土蔵毎にも御改成され候歟、後々座敷改の由、当村にては

覚

一、米壱駄片馬

一、麦式駄

一、粟壱駄片馬

一、稗片馬

手廻十人 藤左工門

一、米壱駄

一、麦壱駄

一、粟壱駄

一、稗片馬

手廻十人 孫右工門

一、米壱駄

一、麦壱駄

一、粟壱駄片馬

一、稗壱駄

手廻七人 德右工門

一、麦壱駄片馬

一、稗壱駄

手廻九人 藤 太

一、麦壠駄 一、粟壠駄

手廻八人 半十郎

一、麦壠駄 一、稗壠駄片馬

手廻八人 孫 作

一、米片馬 一、稗片馬

手廻六人 与左二門

一、麦片馬 一、粟壠駄

手廻六人 権 助

一、麦壠駄 一、粟片馬

手廻九人 基之丞

一、麦壠駄 一、稗壠駄片馬

手廻七人 庄 吉

一、麦片馬 一、稗片馬

手廻五人 忠 藏

一、麦片馬 一、粟片馬

手廻六人 勘 助

一、麦片馬 一、稗片馬

手廻五人 孫 助

一、麦片馬

手廻四人 久 藏

右の通座敷改御帳合一通りにて御通成され候。其後右の内御取上（内御取上）という御沙汰も無之打過申候。御村には壠晚御泊り成され候、御帰りの節十九ヶ村肝入衆中相談の上、少々も御酒代差上候由其後右の品御取上の御沙汰も御座なく候。

第十二節 百姓騒動

一揆発生の状況 維持したが、冷害や水害、旱魃などの天災等があつても厳しい年貢の取立があり、或いは藩の財政窮乏から、御用金、寸志金、分限金等々の徴収もあつたりして、重税と悪政は益々生活を苦しむものにし、遂に一人一人の力ではどうにもならないことから、団結して抵抗する姿に変り、やがて行動化されて一揆という騒動に発展した。

藩ではこのため、百姓たちが企み、組んで団体行動をする逃散、嘆願、愁訴、強訴、越訴などは、みな曲事（くせ）で、法に背いた者は厳重に処罰する制度を設け、觸れを出し、高札を立て、これに従はない行動を一揆として厳罰に処した。

南部藩の一揆の発生は全国的にみて最多発地帯といわれ、近世期だけで二〇〇件余にのぼり、その中地